

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第八条） 第二章 課税標準及び税率（第九条―第二十条） 第三章 納付及び還付（第二十一条―第三十条） 第一節 納付（第二十一条―第三十条） 第二節 還付（第三十一条） 第四章 雑則（第三十二条・第三十三条） 附則 （非課税登記等） 第五条 （略） 一〇十二 （略） 十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第二十四号から第四十九号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定	目次 第一章 同上 第二章 同上 第三章 同上 第一節 同上 第二節 同上 第四章 雑則（第三十二条） 附則 （非課税登記等） 第五条 次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。 一〇十二 同上 十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第二十四号から第四十九号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可又は指

又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

(納税地)

第八条 登録免許税の納税地は、納税義務者が受ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体（以下「登記官署等」という。）の所在地（第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付する場合にあつては、政令で定める場所）とする。

2 (略)

一五 (略)

(現金納付)

第二十一条 (略)

(印紙納付)

第二十二条 (略)

定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可又は指定

(納税地)

第八条 登録免許税の納税地は、納税義務者が受ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体（以下「登記官署等」という。）の所在地とする。

2 第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十六条第一項（還付）に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一五 同上

(現金納付)

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

(印紙納付)

第二十二条 登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 (略)

2 (略)

(免許等の場合の納付の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの(以下この章において「免許等

受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一一号から第二十二号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が三万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

(免許等の場合の納付の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明で政令で定めるもの(以下この章において「免許等」とい

「という。」につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 (略)

(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)

第二十四条の二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、第二十一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。

2 前項に規定する場合において、免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を同項に規定する財務省令で定める方法により国に納付するときは、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過す

う。」につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

(新設)

る日後としてはならない。

3 第一項に規定する場合において、登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十一条から前条までの規定により国に納付するときは、第二十一条及び第二十二条中「当該登記等の申請書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、第二十三条第一項中「当該登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、同条第二項中「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

(納付の確認)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき（第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び前条第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合にあつては、財務省令で定めるとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定（前条第三項の規定により読み替えて適用される第二十二条又は第二十三条第二項の規定を含む。）により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、前条第三項の規定により第二十二条及び第二十三条第二項の規定が読み替えて適用される場合にあつては登記機関の定める書類とする。）の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。

(納付の確認)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき（前条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合にあつては、当該書類が提出されたとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下この章において同じ。）の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。

(課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。次項において同じ。)に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

2 (略)

3 (略)

(課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書(当該登記等が免許等である場合には、第二十四条第一項に規定する書類。次項において同じ。)に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登録免許税の額との差額に相当する登録免許税を国に納付し、その納付に係る領収証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならない。

3 前項の場合において、第一項の通知に係る登録免許税が免許等以外の登記等に係るものであり、かつ、当該通知をした登記機関が認めるときは、前項に規定する登記等を受ける者は、遅滞なく、同項に規定する差額に相当する金額の印紙を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を国に納付することができる。

4 第二項の場合において、第一項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等の申請書に記載された登録免許税を第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により納付しているときは、第二項に規定する差額に相当する登録免許税を当該方法により国に納付することができる。

(納期限)

第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。

一 (略)

二 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項の期限が当該登録免許税の納付の基因となる免許等を受ける日後であるもの 当該期限

(納付不足額の通知)

第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条の二まで又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知ったときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

(新設)

(納期限)

第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は期限とする。

一 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税 当該登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

二 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項の期限が当該登録免許税の納付の基因となる免許等を受ける日後であるもの 当該期限

(納付不足額の通知)

第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条まで又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知ったときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

2 (略)

(税務署長による徴収)

第二十九条 (略)

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条の二まで又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。

(過誤納金の還付等)

第三十一条 (略)

2 同上

(税務署長による徴収)

第二十九条 同上

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条まで又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。

(過誤納金の還付等)

第三十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に掲げる登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者（これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者）の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下されたとき（第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く。）。当該納付された登録免許税の額

二 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつたとき（第三項の証明をする場合を除く。）。当該納付された登録免許税の額

三（略）

2 登記等を受けた者は、当該登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省で定める書類とする。）に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限）から一年を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

3 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて、当該登記等の申請書（当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省で定める書類とし、第二十四条の二第三項の規定により第二十一条から第二十三条までの規定が読み替へて適用される場合にあつては登記機関の定める書類とする。次項において同じ。）にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用

三 過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき（国税通則法第七十五条第一項第五号（他の行政機関の処分についての審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により第二十六条第一項の認定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。）。当該過大に納付した登録免許税の額

2 登記等を受けた者は、当該登記等の申請書（当該登記等が免許等である場合には、第二十四条第一項に規定する書類。以下この条において同じ。）に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る同項に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限）から一年を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

3 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて、当該登記等の申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領収証書又は印紙につき再使用することができる。この場合には、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領収

済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領収証書又は印紙につき再使用することができる証明をすることができる。この場合には、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領収証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

4
(略)

5
(略)

6 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることをやめる場合には、当該登録免許税を納付した者は、当該納付した日から六月を経過する日までに、政令で定めるところによりその旨を

証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

4 前項の規定は、登記機関が、登記等の却下に伴い当該登記等の申請書を当該申請者に返付する場合において、当該申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該却下の日から一年以内に再使用させることを適当と認めるときについて準用する。

5 第三項（前項において準用する場合を含む。）の証明を受けた者は、当該証明に係る領収証書又は印紙を再使用しないこととなつたときは、当該証明をした登記機関に対し、当該証明のあつた日から一年を経過した日までに、政令で定めるところにより、当該証明を無効とするとともに、当該領収証書で納付した登録免許税又は当該印紙の額に相当する登録免許税の還付を受けたい旨の申出をすることができる。この場合において、当該申出があつたときは、当該申出を新たな登記等の申請の却下又は取下げとみなして第一項の規定を適用する。

(新設)

登記機関に申し出て、当該登録免許税の額その他政令で定める事項を当該登録免許税を納付した者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し通知をすべき旨の請求をすることができ。

7| 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該納付した日から六月を経過する日までに当該登録免許税の納付に係る登記等の申請をしなかった場合には、前項の請求があつたものとみなす。

8| 登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充当・還付加算金)の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみなす。ただし、第四号に規定する登録免許税に係る過誤納金のうち同号に定める日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

一 (略)

二 第五項の申出があつた場合 当該申出があつた日

三 (略)

四 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 当該登記等を受けた日(当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を

(新設)

6| 登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充当・還付加算金)の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日に納付があつたものとみなす。ただし、第四号に規定する登録免許税に係る過誤納金のうち同号に掲げる日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合(第四項において準用する第三項の証明をした場合を除く。) 当該却下した日

二 前項の申出があつた場合 当該申出があつた日

三 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつた場合(第三項の証明をした場合を除く。) 当該取下げがあつた日

四 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 当該登記等を受けた日(当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を

受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二号に定める期限前であるときは、当該期限）

五 第二十四の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付の基因となる登記等の申請をしなかつた場合 第六項の申出があつた日（同項の申出がなかつた場合には、前項に規定する六月を経過する日）

（電子情報処理組織を使用した登記等の申請等）

第三十三条 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行つた場合には、当該登記等の申請又は嘱託は同法第二条第三号（定義）に規定する書面等により行われたものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

2 前項に規定する場合において、第四条第二項に規定する財務省令で定める書類の添付の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二号に掲げる期限前であるときは、当該期限）

（新設）

（新設）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。 一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。 イ（省略） ロ 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又はイの？の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「通関書類」という。）を作成すること。 二、四（省略）	（定義） 第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。 一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。 イ（同上） ロ 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又はイの？の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類（以下「通関書類」という。）を作成すること。 二、四（同上）

改 正 案	現 行
（納税地） 第六条 自動車重量税の納税地は、納税義務者が受ける自動車検査証の交付等又は車両番号の指定の事務をつかさどる官公署又は道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会（以下「協会」という。）の事務所の所在地（第十条の二に規定する財務省令で定める方法により自動車重量税を納付する場合にあつては、政令で定める場所）とする。 2 第十四条の規定により徴収すべき自動車重量税又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十六条第一項（還付）に規定する過誤納金に係る自動車重量税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。 一 この法律の施行地（以下この条において「国内」という。）に住所を有する個人である場合 その住所地 二 国内に住所を有せず居所を有する個人である場合 その居所地 三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合 その本店又は主たる事務所の所在地 四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものを有する者である場合 その事務所、営業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、政令で	（納税地） 第六条 自動車重量税の納税地は、納税義務者が受ける自動車検査証の交付等又は車両番号の指定の事務をつかさどる官公署又は道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会（以下「協会」という。）の事務所の所在地とする。 2 同上 一 同上 二 同上 三 同上 四 同上

定める場所)

五 前各号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

(検査自動車についての印紙納付)

第八条 自動車検査証の交付等を受ける者は、その自動車検査証の交付等を受ける時までに、当該検査自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する金額の自動車重量税印紙を政令で定める書類にはり付けて、当該自動車検査証の交付等を行う国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長若しくは陸運支局長又は協会に提出することにより、自動車重量税を国に納付しなければならない。

(届出軽自動車についての印紙納付)

第九条 車両番号の指定を受ける者は、その車両番号の指定を受ける時までに、当該届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する金額の自動車重量税印紙を政令で定める書類にはり付けて、当該車両番号の指定を行う地方運輸局長又はその権限の委任を受けた陸運支局長に提出することにより、自動車重量税を国に納付しなければならない。

(現金納付)

第十条 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、自動車重量税を金銭で納付することにつき特別の事情があると国土交通大臣、地方運輸局長若しくは陸運支局長又は協会(以下「国土交通大臣等」という。)が認めた場合その他政令で定める場合には、

五 同上

(検査自動車についての印紙納付)

第八条 同上

(届出軽自動車についての印紙納付)

第九条 同上

(現金納付)

第十条 同上

前二条の規定にかかわらず、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を政令で定める書類に添付して、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を行う国土交通大臣等に提出することができる。

（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）

第十条の二 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る申請又は届出を行う場合には、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を、第八条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。

（納付の確認）

第十一条 国土交通大臣等は、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を行なうときは、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第八条、第九条又は次条第二項の規定により自動車重量税印紙をもつてされたものであるときは、これらの規定

（納付の確認）

第十一条 同上

に規定する書類の紙面と自動車重量税印紙の彩紋とにかけて判明に消さなければならない。

(税額の認定)

第十二条 国土交通大臣等は、第八条若しくは第九条に規定する書類にはり付けられた自動車重量税印紙又は第十条に規定する書類に添付された自動車重量税の納付に係る領収証書の金額若しくは第十条の二に規定する財務省令で定める方法により納付された自動車重量税の額がその調査したところの金額に不足するときは、その調査したところにより認定した自動車重量税の額及び当該不足額を当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けようとする者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、同項の不足額に相当する金額の自動車重量税印紙を当該通知をした国土交通大臣等に提出することにより、当該不足額に相当する自動車重量税を国に納付しなければならない。

3 前項の場合において、当該通知をした国土交通大臣等が認めるときは、第一項の通知を受けた者は、遅滞なく、同項の不足額に相当する自動車重量税を国に納付し、その納付に係る領収証書を当該国土交通大臣等に提出することができる。

4 第二項の場合において、第一項の通知を受けた者は、当該通知に係る自動車重量税を第十条の二に規定する財務省令で定める方法により

(税額の認定)

第十二条 国土交通大臣等は、第八条若しくは第九条に規定する書類にはり付けられた自動車重量税印紙又は第十条に規定する書類に添付された自動車重量税の納付に係る領収証書の金額がその調査したところの金額に不足するときは、その調査したところにより認定した自動車重量税の額及び当該不足額を当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けようとする者に通知するものとする。

2 同上

3 同上

納付しているときは、第一項の不足額に相当する自動車重量税を当該方法により国に納付することができる。

(納付不足額の通知)

第十三条 国土交通大臣等は、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者が第八条から第十条の二まで又は前条第二項から第四項までの規定により当該検査自動車又は届出軽自動車につき納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない事実をその納期限後において知つたときは、遅滞なく、これらの者の当該自動車重量税に係る第六条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の通知は、検査自動車又は届出軽自動車につき自動車重量税の納税義務者が二人以上ある場合には、そのうち国土交通大臣等の選定した者の同項の納税地の所轄税務署長にするものとする。

(税務署長による徴収)

第十四条 税務署長は、前条第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない自動車重量税を当該通知に係る自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者から徴収する。

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者が第八条から第十条の二まで又は第十二条第二項から第四項までの規定により当該検査自動車又は届出軽自動車につき納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない事

(納付不足額の通知)

第十三条 国土交通大臣等は、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者が第八条から第十条まで又は前条第二項若しくは第三項の規定により当該検査自動車又は届出軽自動車につき納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない事実をその納期限後において知つたときは、遅滞なく、これらの者の当該自動車重量税に係る第六条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

2 同 上

(税務署長による徴収)

第十四条 同 上

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者が第八条から第十条まで又は第十二条第二項若しくは第三項の規定により当該検査自動車又は届出軽自動車につき納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない事

い事実を知った場合には、当該納付していない自動車重量税をその者から徴収する。

（納付手続等の政令への委任）

第十五条 第八条から前条までに定めるもののほか、自動車重量税の納付の手続その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（過誤納の確認等）

第十六条 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日から一年を経過する日までに、政令で定めるところにより、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る国土交通大臣等に申し出て、当該各号に掲げる自動車重量税の額その他政令で定める事項について確認を求め、証明書の交付を請求することができる。

一 自動車重量税を納付した後自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめたとき。 当該納付した自動車重量税の額

二 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けたとき（国税通則法第七十五条第一項第五号（他の行政機関の処分についての審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により第十二条第一項の認定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。）。 当該過大に納付した自動車重量税の額

実を知った場合には、当該納付していない自動車重量税をその者から徴収する。

（納付手続等の政令への委任）

第十五条 同上

（過誤納の確認等）

第十六条 同上

一 同上

二 同上

2 国土交通大臣等は、前項第二号に該当する事実があることを知つたときは、既に同項の請求がされている場合を除き、遅滞なく、同号に掲げる自動車重量税の額その他政令で定める事項を自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者（これらの者が二人以上ある場合には、そのうち国土交通大臣等の選定した者）に書面をもつて通知するものとする。	2 同上
3 自動車重量税に係る過誤納金の還付を受けようとする者は、第一項の証明書又は前項の書面を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。	3 同上
4 自動車重量税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日に納付があつたものとみなす。ただし、第二号に規定する自動車重量税に係る過誤納金のうち同号に掲げる日後に納付された自動車重量税の額に相当する部分については、この限りでない。	4 同上
一 自動車重量税を納付した後自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめた場合 当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめた日	一 同上
二 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた場合 当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた日	二 同上

○ 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）（第四十九条関係）

改 正 案	現 行
（運用実績の報告） 第四条 財務大臣は、第二条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金について、毎会計年度における運用の実績を当該運用対象区分ごとに明らかにした書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。以下「運用実績報告書」という。）を翌年度の七月三十一日までに作成しなければならない。 2 （略） （準用） 第五条 第二条第一項及び前二条の規定は、郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第六十八条の三第一項（同項第三号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第十九号に係るものに限る。）及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条	（運用実績の報告） 第四条 財務大臣は、第二条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金について、毎会計年度における運用の実績を当該運用対象区分ごとに明らかにした書類（以下「運用実績報告書」という。）を翌年度の七月三十一日までに作成しなければならない。 2 内閣は、財政融資資金特別会計の歳入歳出決算を会計検査院に送付し、及び会計検査院の検査を経た当該歳入歳出決算を国会に提出する場合には、当該歳入歳出決算に財政融資資金に係る運用実績報告書を添付しなければならない。 （準用） 第五条 第二条第一項及び前二条の規定は、郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第六十八条の三第一項（同項第三号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第十九号に係るものに限る。）及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条

第一項（同項第四号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第二十号に係るものに限る。）の規定に基づき毎会計年度新たに運用する郵便貯金特別会計の郵便貯金資金（以下「郵便貯金資金」という。）及び簡易生命保険特別会計の積立金（以下「簡保積立金」という。）のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて準用する。この場合において、第二条第一項中「資金法」とあるのは「郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十八条の三第一項（同項第三号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第十九号に係るものに限る。）及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第一項（同項第四号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第二十号に係るものに限る。）と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金（以下「郵便貯金資金」という。）及び簡易生命保険特別会計の積立金（以下「簡保積立金」という。）と、「運用対象区分ごと」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金の別」と、第三条中「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「それぞれ」と、前条第一項中「財務大臣」とあるのは「総務大臣」と、「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金」と、「当該運用対象区分ごとに」とあるのは「それぞれ」と、「財務省令」とあるのは「総務省令・財務省令」と、「翌年度の七月三十一日までに作成」とあるのは「作成し、翌年度の七月三十一日までに財務大臣に送付」と、同条第二項中「財政融資資金特別会計」とあるのは「郵便貯金特別会計又は簡易生命保険特別会計」と、「当該」とあるのは「これらの」と、「財政融資資金に」と	第一項（同項第四号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第二十号に係るものに限る。）の規定に基づき毎会計年度新たに運用する郵便貯金特別会計の郵便貯金資金（以下「郵便貯金資金」という。）及び簡易生命保険特別会計の積立金（以下「簡保積立金」という。）のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて準用する。この場合において、第二条第一項中「資金法」とあるのは「郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十八条の三第一項（同項第三号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第十九号に係るものに限る。）及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第一項（同項第四号（応募又は買入れによる運用を除く。）及び第二十号に係るものに限る。）と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金（以下「郵便貯金資金」という。）及び簡易生命保険特別会計の積立金（以下「簡保積立金」という。）と、「運用対象区分ごと」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金の別」と、第三条中「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「それぞれ」と、前条第一項中「財務大臣」とあるのは「総務大臣」と、「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金」と、「当該運用対象区分ごとに」とあるのは「それぞれ」と、「翌年度の七月三十一日までに作成」とあるのは「作成し、翌年度の七月三十一日までに財務大臣に送付」と、同条第二項中「財政融資資金特別会計」とあるのは「郵便貯金特別会計又は簡易生命保険特別会計」と、「当該」とあるのは「これらの」と、「財政融資資金に」とあるのは「それぞれ郵便貯金資金又は簡保積立金に」と
---	--

あるのは「それぞれ郵便貯金資金又は簡保積立金」と読み替えるものとする。

附 則

1 3 (略)

4 第五条の規定は、郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）附則第九条の規定に基づき平成十五年度までの間毎会計年度新たに運用する簡保積立金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて適用する。この場合において、第五条中「限る。」及び「とあるのは「限る。」並びに」と、「の規定に基づき」とあるのは「及び郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）附則第九条の規定に基づき」と、「第二十号に係るものに限る。）」とあるのは「第二十号に係るものに限る。」及び郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）附則第九条（平成十二年法律第九十八号）附則第九条」と、「簡保積立金の別」とあるのは「簡保積立金の別に、かつ、運用対象区分（運用対象を、郵政事業特別会計と地方公共団体に区分した区分をいう。）（こと」と、「第三条中「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と」とあるのは「第三条中」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「当該運用対象区分」と、「それぞれ」と、前条第一項」とあるのは「それぞれ当該運用対象区分」と、前条第一項」と、「総務大臣」と、「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」とあるのは「総務大臣」と、「当該運用対象区分ごとに」とあるのは「実績を」と、「それぞれ」と、「財務省令」とあるのは「実績をそれぞれ」と、「財務省令」とする。

と読み替えるものとする。

附 則

1 3 (略)

4 第五条の規定は、郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）附則第九条の規定に基づき平成十五年度までの間毎会計年度新たに運用する簡保積立金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて適用する。この場合において、第五条中「限る。」及び「とあるのは「限る。」並びに」と、「の規定に基づき」とあるのは「及び郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）附則第九条の規定に基づき」と、「第二十号に係るものに限る。）」とあるのは「第二十号に係るものに限る。」及び郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）附則第九条（平成十二年法律第九十八号）附則第九条」と、「簡保積立金の別」とあるのは「簡保積立金の別に、かつ、運用対象区分（運用対象を、郵政事業特別会計と地方公共団体に区分した区分をいう。）（こと」と、「第三条中「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と」とあるのは「第三条中」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「当該運用対象区分」と、「それぞれ」と、前条第一項」とあるのは「それぞれ当該運用対象区分」と、前条第一項」と、「総務大臣」と、「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」とあるのは「総務大臣」と、「当該運用対象区分ごとに」とあるのは「実績を」と、「それぞれ」と、「翌年度」とあるのは「実績をそれぞれ」と、「翌年度」とする。

○ 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（第五十条関係）

改 正 案	現 行
目次 第二章 電子情報処理組織による税関手続（<u>第三条―第五条の二</u>） （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外） <u>第五条の二</u> 第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告等及び申告等に対する処分のお知らせ、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条</u>（電子情報処理組織による申請等）及び<u>第四条</u>（電子情報処理組織による処分通知等）の規定は、適用しない。	目次 第二章 電子情報処理組織による税関手続（<u>第三条―第五条</u>）

○ 決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）（第五十一条関係）

改 正 案	現 行
（資金からの歳入組入れに関する調査） 第九条 （略） 2 （略） 3 （略） （資金に係る計算書） 第十条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金に属する現金の増減及び現在額の計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。 2 （略） 3 （略）	（資金からの歳入組入れに関する調査） 第九条 財務大臣は、第七条第一項の規定により資金に属する現金を歳入に組み入れたときは、その調査を作成しなければならない。 2 内閣は、前項の調査を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。 3 財務大臣は、前項の調査を会計検査院に送付しなければならない。 （資金に係る計算書） 第十条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金に属する現金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。 2 内閣は、財政法第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合には、前項の計算書を添付しなければならない。 3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合には、第一項の計算書を添付しなければならない。